

## 第 3 次山形県環境計画、山形県地球温暖化対策実行計画及び第 2 次山形県循環型社会形成推進計画の中間見直しに向けたスケジュール

	平成 27 年度				平成 28 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
第 2 次山形県循環型社会形成推進計画	◎県環境審議会 (全体会：H27.6.19) ・見直しに関する諮問	◎地域循環検討会議開催 ・計画の達成状況の評価・検証結果等を踏まえた市町村、一部事務組合、総合支庁との意見交換  ◎県環境審議会 (環境計画管理部会①) ・計画の進捗状況、見直しの方向性について審議		◎県環境審議会 (環境計画管理部会②) ・見直し素案の審議・決定  ◎パブリックコメント  ◎県環境審議会 (環境計画管理部会③) ・見直し案の審議・決定  ⇒第 1 次答申		◎県環境審議会 (環境計画管理部会④) ・計画の進捗状況審議		
山形県地球温暖化対策実行計画	◎県環境審議会 (全体会：H27.6.19) ・見直しに関する諮問	◎県環境審議会 (環境計画管理部会①) ・計画の進捗状況、見直しの方向性について審議		◎県環境審議会 (環境計画管理部会②) ・COP21 に向けた政府の動向について説明等  ◎県環境審議会 (環境計画管理部会③) ・政府の地球温暖化対策計画及び地方公共団体の役割、今後のスケジュール等について説明等		◎県環境審議会 (環境計画管理部会④) ・計画の進捗状況、見直しの概要について審議	◎県環境審議会 (環境計画管理部会⑤) ・見直し素案について審議	◎パブリックコメント  ◎県環境審議会 (環境計画管理部会⑥) ・見直し案の審議・決定  ⇒第 2 次答申
	□政府の動き	□長期エネルギー需給見通し [エネルギーミックス] (決定：H27.7.16) □日本の約束草案 (決定：H27.7.17) □「適応計画」策定 (地球温暖化に伴う被害軽減策のとりまとめ)	□COP21 (パリ) (京都議定書に代わる温室効果ガス削減の新たな枠組みの構築)	□地球温暖化対策計画策定 (地方公共団体の役割・施策例の提示)				
第 3 次山形県環境計画	◎県環境審議会 (全体会：H27.6.19) ・見直しに関する諮問	◎県環境審議会 (環境計画管理部会①) ・計画の進捗状況、見直しの方向性について審議	次の個別計画や税制度の動きを踏まえた検討 ・第 2 次山形県循環型社会形成推進計画の見直し (H27) ・山形県地球温暖化対策実行計画の見直し (H27-28) ・山形県エネルギー戦略 (政策推進プログラム) の見直し (H28) ・新たな生活排水処理施設整備基本構想の策定 (H27) ・山形県産業廃棄物税の検証 (H27) ・やまがた緑環境税の検証 (H27-28)			◎県環境審議会 (環境計画管理部会④) ・計画の進捗状況、見直しの概要について審議  ◎地域検討会 ・環境保全活動実践者の取組みの広聴	◎県環境審議会 (環境計画管理部会⑤) ・見直し素案について審議	◎パブリックコメント  ◎県環境審議会 (環境計画管理部会⑥) ・見直し案の審議・決定  ⇒第 2 次答申

# 地球温暖化対策に係る動向について

参考

年	国際的な動向	国の動向	県の動向
2015 (H27)	<p>◇地球温暖化対策の国際会議(COP21 12月 パリ(仏)) ※京都議定書に代わる温室効果ガス削減の新たな枠組みの構築</p> <p>◇G7 エルマウ・サミット (ドイツ バイエルン州 6月)</p> <p>《(ポスト京都議定書への主要国の動向)》 米国 2025 まで 2005 比▲26~28% EU 2030 まで 1990 比▲40% ロシア 2030 まで 1990 比▲25~30% ノルウェー 2030 まで 1990 比▲40% 中国 2030 まで 2005 比 GDP 当たり ▲60~65%</p>	<p>・目標案の合意に向け交渉(予定) ・「地球温暖化対策計画」策定</p> <p>新目標案を表明し(6月8日)、7月17日に正式決定(同日国連提出)</p> <p>COP21 に向けた「日本の約束草案要綱(案)」公表(4月30日) (目標)2030 まで 2013 比▲26% ※目標は「2005 比▲25.4%」も併せて国連に提出予定</p>	<p>政府の「地球温暖化対策計画」の策定状況を踏まえ、「山形県地球温暖化対策実行計画」の見直しに着手</p>
2013 (H25)	<p>◇COP19(11月 ワルシャワ (ポーランド))</p> <p>《主要国の削減目標》 EU▲20%、ノルウェー▲16% 豪州▲0.5%、 ロシア、日本等 - 不参加</p>	<p>日本独自の削減目標を表明 (目標)2020 まで 2005 比▲3.8% →カンクン合意に基づく目標 ※2009 鳩山演説の方針転換</p> <p>「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布、施行(5月 一部除く)</p>	<p>都道府県の計画策定を義務付け</p>
2012 (H24)	<p>◇COP18(12月 ドーハ(カタール)) 第二約束期間設定のための京都議定書の改正案採択 (現時点では未発効 → 発効には4分の3カ国以上の批准が必要)</p>		<p>「山形県地球温暖化対策実行計画」策定(3月) (期間)2011(H23)~2020(H32) ※5年を目途に見直し (目標)1990(H2)比 ▲20%</p>
2011 (H23)	<p>◇COP17(12月 ダーバン(南ア)) 京都議定書第二約束期間の合意《2013~2020》</p>	<p>第二約束期間への不参加を表明</p>	
2010 (H22)	<p>◇COP16(11月 カンクン(メキシコ)) 第一約束期間以降の目標・行動の枠組みの合意(カンクン合意)※</p>	<p>※京都議定書とは別の枠組みで、米国等の離脱国や中国等の途上国も含めた削減目標・行動を新たに設定したもの</p>	
2009 (H21)	<p>《主要国の削減目標》 EU ▲8% (スウェーデン+4%等の例外あり)</p>	<p>鳩山総理(当時)の国連演説 2020 まで 1990 比▲25%</p>	
2008 (H20)	<p>米国(2001 離脱) ▲7% カナダ(2012 離脱) ▲6% ロシア±0%、ノルウェー+1%、豪州+8% ※中国は対象外(後進国扱い)</p>		<p>「山形県地球温暖化防止アクションプログラム」策定(3月) (期間)2008(H20)~2010(H22) ※「山形県地球温暖化対策地域推進計画」目標の確実な達成のため策定</p>
2005 (H17)	<p>京都議定書 発効(2月) 第一約束期間《2008~2012》</p>	<p>「京都議定書目標達成計画」の閣議決定(4月) (目標)1990 比 ▲6% →(実績)5カ年平均▲8.4%</p>	<p>「山形県地球温暖化対策地域推進計画」改訂(H18年3月) (計画期間を「2006~2010」に変更。目標は変更せず)</p>
2004 (H16)	<p>ロシアが京都議定書を批准(11月) →議定書の発効要件が充足</p>		
2000 (H12)			<p>「山形県地球温暖化対策地域推進計画」策定(3月) (期間)2000(H12)~2010(H22) (目標)1990(H2)比 ▲7% (実績) // ▲5% (2010) ※調整後排出係数による算出時:▲14%</p>
1998 (H10)		<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布、施行(10月 一部除く)</p>	<p>都道府県の計画策定は努力義務</p>
1997 (H9)	<p>◇COP3(12月 京都) 法的拘束力のある数値目標を定めた「京都議定書」を採択 191カ国+EUで批准(2014年現在) ※米国 2001年、カナダ 2012年離脱</p>	<p>「京都議定書 批准(2002年6月)」</p>	

※1990年代までに先進国の温室効果ガス排出量を1990年水準にすることを目標に定めた「国連気候変動枠組条約」が1992年に採択。条約で「条約締結国会議(COP)」を最高機関として設置することを定め、1995年(COP1 ベルリン)から毎年開催。  
 ※京都議定書の発効要件：次の①②ともに充足すること(2004年のロシア批准により②が充足。①は2002年に充足)  
 ①条約締結国のうち55カ国以上の批准 ②先進国等の排出量総量のうち批准国分55%超  
 ※京都議定書の削減目標設定：【対象】先進国、【基準年】第一・第二約束期間とも1990年(ただし一部のガスは1995年)